

「農業労働力の確保に向けたラジオCM制作・放送」委託業務仕様書

1 委託業務名

農業労働力の確保に向けたラジオCM制作・放送業務

2 業務の目的

本県の農業を支える農業従事者は減少と高齢化が進行しており、農業分野における労働力の確保は喫緊の課題となっている。

そこで、本業務では、日ごろ農業とは異なる分野で就労する労働者向けに農業の魅力や農作業に従事する方法などを周知・啓発するためにラジオCMを制作・放送し、単発・短期の契約等に基づいて兼業や副業として農業で働く労働者の確保を進める。

3 委託期間

契約締結日から 2023 年 1 月 31 日（火）まで

4 委託する業務

- (1) 農業労働力の確保・活用を啓発するラジオCMの作成
- (2) ラジオCMの放送による視聴者への情報発信

5 業務内容

- (1) 農業労働力の確保・活用を啓発するラジオCMの作成
 - ・日ごろ農業とは異なる分野で就労する労働者を中心に、主婦、学生などに農業の魅力や副業的に農作業に取り組む方法などについて周知・啓発する内容のラジオCMを作成する。
- (2) ラジオCMの放送による視聴者への情報発信
 - ・労働者（特に 40 代以下の青年・壮年層）へ効果的に情報を発信できるラジオ局や放送時間などを分析し、ラジオCMができるようにすること。
 - ・CM放送は 20 秒程度のスポット放送を基本とし、契約期間中に 20 回以上放送すること。
 - ・CMのスポット放送のほか、ラジオ番組内で取り上げる等、事業の目的を達成するために有効な手法による放送に取り組むこと。

6 委託業務の対象経費

- (1) 委託費として計上できる経費は、本事業の実施に必要な経費（以下「対象経費」という）に限り、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。また、契約後に契約金額を超える対象経費が発生した場合、超過分については受託者の負担とする。
- (2) 対象経費は、以下のとおりとする。

なお、人件費を計上する場合は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正

化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき算定すること。

【対象経費】

- ・ラジオCMの作成に要する諸経費
- ・ラジオ放送に要する諸経費
- ・業務管理費(旅費、通信運搬費、消耗品費など)

(3) 事業の実施にあたり、その全部について一括して再委託を行ってはならない。一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額などについて記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。ただし、県が軽微な変更該当すると判断するときは、承諾の手続きを要しない。

7 実績報告

委託業務を完了したときには、速やかに事業完了報告書を作成し提出すること。

また、報告書にはラジオCMの録音を添付すること(記憶媒体に音声を保存して提出)。

(1) 事業完了報告書

事業完了報告書は日本工業規格A4判で、単色刷、簡易製本とする。

ただし、写真や図などを掲載する場合には極力、カラー印刷とすること。

様式は任意とするが、以下の内容を整理して記載すること。

ア ラジオCMの作成

- ・作成したCMの内容(CM原稿等)

イ ラジオCMの放送

- ・スポットCMの放送実績(日時、回数等)
- ・スポットCM以外の放送実績

(2) 提出先

愛知県農業水産局農政部農業経営課

(3) 提出期限

2023年1月31日(火)

8 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密の保持

ア 受託事業者は、委託業務に関し県から受領又は閲覧した資料等の内容を、県の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託事業者は、委託業務で知り得た県の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、愛知県個人情報保護条例(平成16年12月21日愛知県条例第66号)を遵守しなければならない。

9 その他

- (1) 受託者は、県事業の受託であることを理解し、法令を遵守し適正に業務を執行すること。
- (2) 受託者は、受託業務の実施に当たり、県と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、県に報告すること。
- (3) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。
- (4) 本事業は、国の補助金を活用した事業のため、会計検査院の会計実地検査等の対象となることがある。本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (5) 本委託事業に係る会計帳簿及び証拠書類については、2028年3月末まで、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (6) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し、解決すること。
- (7) その他、契約書及び本仕様書に定めのない事項等については、県と協議すること。

10 問合せ先

愛知県農業水産局農政部農業経営課 教育グループ

電 話 052-954-6409 (ダイヤルイン)

F A X 052-954-6931

E-mail : nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp